

2025 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2 年 短 縮 型】

# 法律科目試験問題：刑法・刑事訴訟法

(配点：120 点)

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 3 ページである。  
解答用紙は、全部で 8 ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、  
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン又は  
万年筆 (黒インク) を使用すること。

(刑法・刑事訴訟法)

第1問 (刑法)

Xは、ある晩、交際相手のAに頼まれて待ち合わせ場所まで迎えに行く途中、Aが人通りの少ない道で、酒に酔ったVに腕をつかまれてからまれているのを見た。Xは、Aの側に駆け寄ってVとAとの間に体を割り込ませ、Vの手をAの腕からふりほどいてVと対峙した。Xは、体格が大きいVを見上げ、まともに向かっていくと勝負にならないと考え、Aと二人で逃げようかと思ったが、Aの前で格好をつけたい気持ちになり、Vに対して「やめとけよ。お前なんか相手にされてないで。」と言った。それを聞き、なぐりかかってこようとするVの攻撃を避けながら、Xは、同人を道路の端の方へ誘いこみ、路肩に向けてその体を強く押した。これにより、Vは、路肩にあった幅約30センチメートル、深さ約35センチメートルの側溝に片足を突っ込んで体勢を崩したので、Xは、Vの顔面を拳で一発なぐりつけたところ、怒ったVが数発殴り返してきた。そこで、Xは、路上に落ちていた棒きれを拾い、Vの面前に突きつけながら「やるんか」と迫ったところ、Vは気圧されてぐらつき、側溝に落ちた。両足が側溝にはさまったVは、Xをにらみつけるだけで殴りかかってくる様子はなかったが、同人に対する憎しみが湧いたXは、Vの腹部を力いっぱい蹴りつけた。Vは、顔面打撲で全治約2週間の、また、外傷性すい臓損傷で全治約2ヶ月の傷害をそれぞれ負った。

Xの罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く)。

(配点：70点)

第2問 (刑事訴訟法)

2023年11月27日、Xは、街頭で司法警察職員Kの職務質問を受け、その際の所持品検査で覚醒剤所持が判明したので、現行犯逮捕された。翌28日同事件で勾留状が発付され、ただちに執行された。

同月30日、同月20日に起こった特殊詐欺事件につき、Xが受け子役として関与した疑いが浮上した。この事件は、一人暮らしをしている87歳のVに警察官を名乗る者から、「あなたは詐欺の被害にあっている可能性がある。事件を担当している検察官に相談した方がよい」などとする電話があり、この男から示された電話番号に電話をかけると検察官を名乗る者から「貯金額を教えてください。この件は暴力団も絡んでおり、銀行にお金を預けたままにするのは危ないので出金したうえ、その出金したお金の番号を調べる必要から、お金を袋に入れて指示する場所に置いてください」などと指示され、これを信じたVは封筒に入れた現金500万円を指定された場所に置き、だまし取られたというものである。

Kは、翌月1日の覚醒剤事件の取調べの際に、まず同事件についての供述をひととおり得たうえで、その直後に、上記詐欺事件についても問いただそうと考えた。以下、そのときのKとXとの問答の冒頭部分である。

K：今日のところは覚醒剤に関してはこのくらいにしようか。話は変わるが、11月20日に〇〇に住むVが警察官や検察官を名のる者から500万円をだまし取られた事件があったんだが、知らないか？

X：……いや。

K：Vは一人暮らしで87歳だと。昔の蓄えと、年金生活でコツコツ貯めてきた貯金を一気に奪われて、本当に落ち込んでしまって。年寄りにあんな思いをさせるなんて、本当に可哀想だよ。

X：……。

K：Vが金を置いた近くの防犯カメラにおまえとよく似た男が映っていたんだが、おまえ、ひょっとして関与していないか。

X：……。

K：おまえは優しい奴だし、正直者だ。……ほんのアルバイトのつもりで取りに行けといわれたから行ったんじゃないか。

X：……たんなるアルバイトのつもりだった。最初は何が何だかわからないで引き受けた。やってみてまずいことに関与しているのがわかった。でも、最初の人に身分証明書のデータを送ってしまっていて身元を知られているので、引くに引けなくなった。

かくして、Xは詐欺事件について自白し、その旨の供述調書が作成された。

Xは、その後、覚醒剤取締法違反および詐欺で起訴された。弁護人は公判で、上記供述調書の証拠能力は否定されるべきだとし、その前提として、この日の取調べは違法だと主張した。

当該取調べが違法だとする根拠として、どのようなものが考えられるか、そしてその根拠は妥当か、について論じなさい。ただし、上記の逮捕・勾留は適法であり、Xにとって初めての逮捕・勾留でXに前科はなく、上記問答前の2023年12月1日の取調べは、逮捕後その前日までの取調べと同様、もっぱら覚醒剤取締法違反事件に関するもので、以前の取調べと手続的に異なるところはなかったとする。

(配点：50点)

## <出題の趣旨等 2025年度 刑法・刑事訴訟法>

### 〔出題の趣旨〕

第1問（刑法）は、人の身体に対する犯罪の成否が問われる事例において、犯罪論の体系的思考を踏まえ、行為者の複数の動作を法的に見て意味のある一個の行為ととらえ、犯罪の構成要件に該当するか、そうであるとして違法性、有責性が阻却されないかを順次検討したうえで、刑法の適切な条文を事例にあてはめて解答を導くことができるかを試す問題である。

第2問（刑事訴訟法）は、余罪の取調べについて問うものである。逮捕・勾留中の被疑者に対し、捜査官が、当該逮捕・勾留の基礎になっている被疑事実（本罪）について取り調べるのとまったく同じ態様で、それ以外の被疑事実（余罪）についての取調べをおこなうことができるかどうか、また、本罪の取調べに引き続き余罪の取調べをおこなう際に、何らの手続もとらなくてよいかが問題となる。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確におこなうことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかが、前提として問われている。

### 〔採点基準〕

#### 第1問について

- ① Xの行為とそこから生じた結果に即して、法的にとらえられた行為の構成要件該当性を論じているか。
- ② 正当防衛の要件を正確に理解し、具体的状況に即して成否の判断ができているか。
- ③ 正当防衛が認められないと解した場合についても、それ以外の減免事由を検討できているか。

#### 第2問について

以下の点が答案に的確に示されていることが求められる。

- ① 本問が余罪取調べの問題であることを理解しているか。
- ② 逮捕・勾留されている被疑者が本罪の取調べを受ける際に、出頭・滞留義務が課せられるか。余罪の取調べを受ける際も同様か。
- ③ 余罪の取調べを本罪の取調べに続けて実施する場合、本罪とは別の被疑事実に関する取調べであることにてらし特段の手続が要求されるのかどうか。もし要求されるとすればその手続はどのようなものか。

### 〔配点〕

第1問 70点

第2問 50点  
合計 120点